

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

北斗市は、北海道南部の渡島半島に位置し、南東部は平野、西部は山岳、南部で函館湾に面しており、肥沃な大地と温暖な気候に恵まれ、漁業、農業、商工業を中心とし、一次産業と商工業のバランスがとれたまちとして発展してきた。

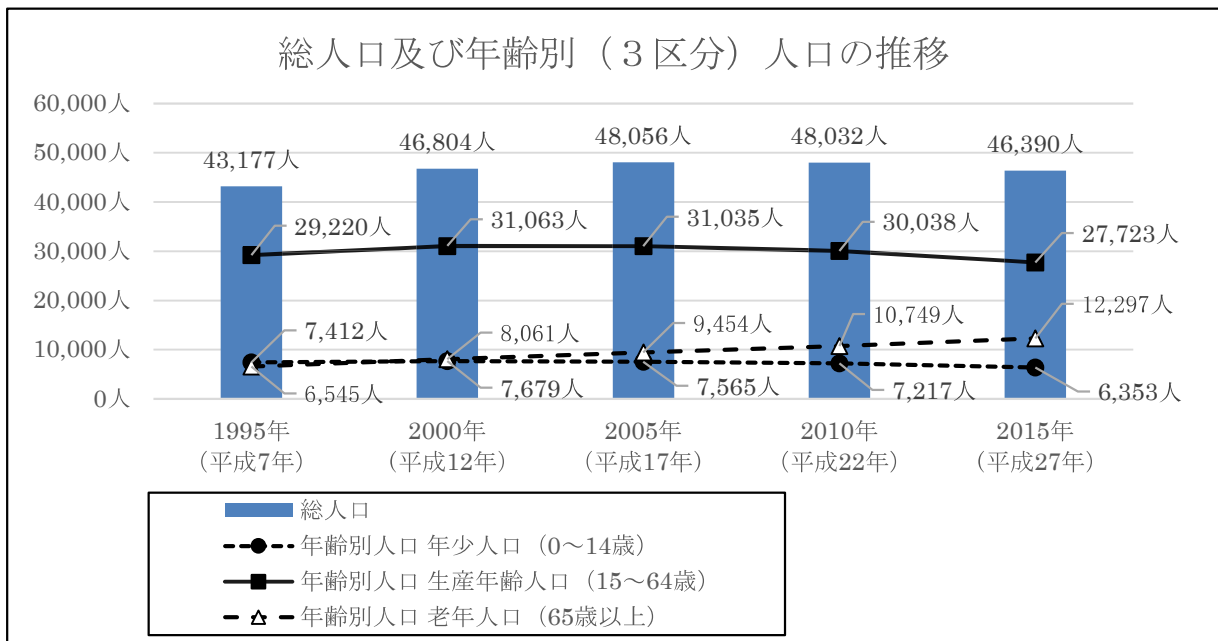
人口は、平成17年をピークに減少傾向となり、年齢3区分における15歳から64歳までの生産年齢人口及び15歳未満の年少人口が減少する一方で、65歳以上の老年人口は増加を続けるなど高齢化が進展し、市内の中小企業者は、人手不足後継者不足等の課題に直面している。(図1)

産業構造は、農林漁業の第1次産業及び製造業等の第2次産業の割合が全国よりも高くなっているが、卸売・小売業やサービス業等の第3次産業が全体の8割近くを占めている。(図2)

また、北斗市内の企業の97%が従業員49人以下となっており、地域経済は中小企業によって支えられている。(図3)

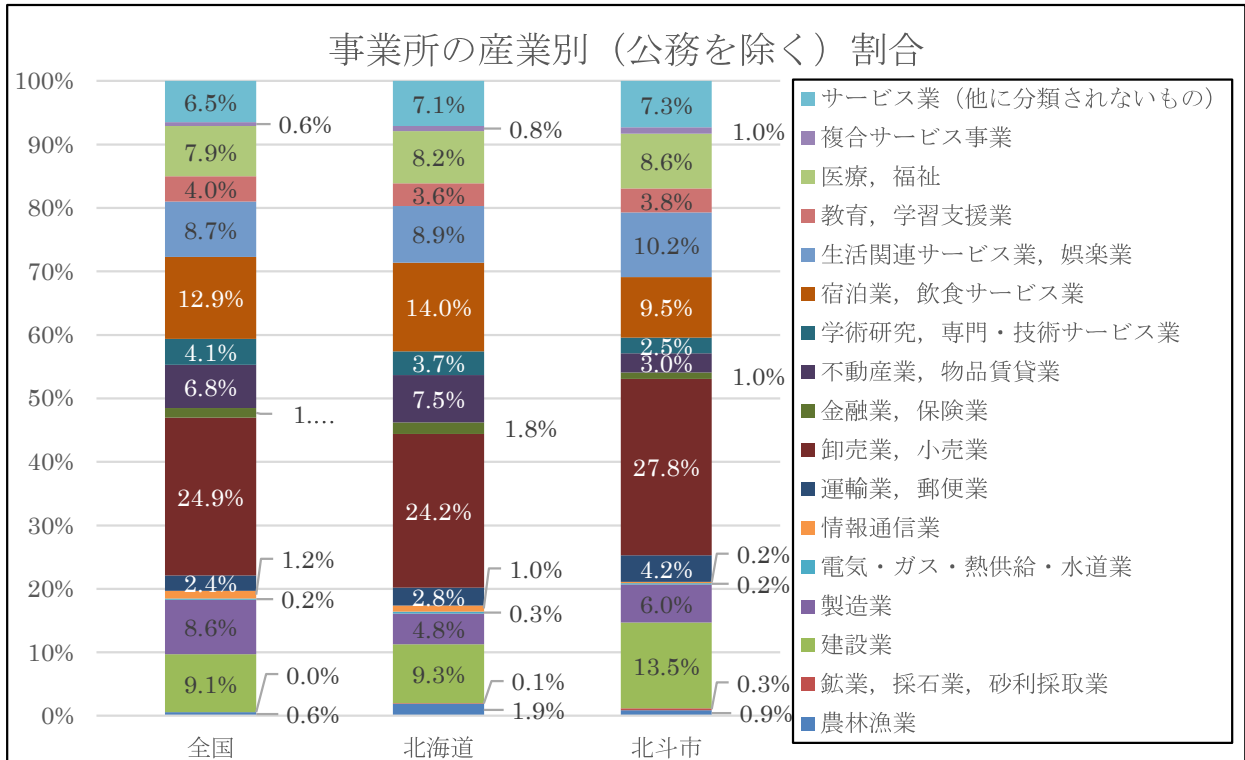
その一方で、中小企業における労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあることから、市内中小企業の労働生産性の向上を図るため、先端設備等の導入を支援していくことが、喫緊の課題となっている。

(図1)



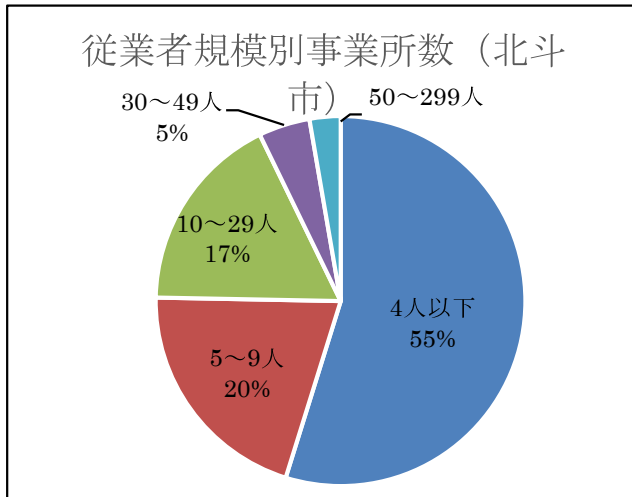
出典：「国勢調査」(総務省統計局)

(図2)



出典：「平成26年経済センサス-基礎調査結果」（総務省統計局）

(図3)



出典：「平成26年経済センサス-基礎調査結果」（総務省統計局）

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に9件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

北斗市の産業は、多様な産業が地域経済を支えていることから、業種限定することなく、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の向上を目指すことから、本計画の対象とする地域は、北斗市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

北斗市の産業は、多様な産業が地域経済を支えているため、業種を限定することなく、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる事業すべてとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。